

事例3

前部客室前方から5列目の席に座っていた旅客が、船体が縦に動揺した際、座席から身体が浮き上がって天井に頭が当たったのち、座席に落下して腰椎等を骨折

概要：本船（A社所有）は、船長及び機関長が乗り組み、旅客8人を乗せ、平成24年6月16日（土）15時38分ごろ、長崎県西海市瀬戸港南南西方沖を南南西進中、高いうねりを乗り越えた際、縦揺れに上下揺れが加わり、船体が動揺して旅客1人が負傷した。

本船（双胴船型小型高速旅客船）

総トン数：19トン
L×B×D：21.50m×4.30m×1.60m
最大搭載人員：旅客92人、船員2人



運航基準図（事故発生場所）

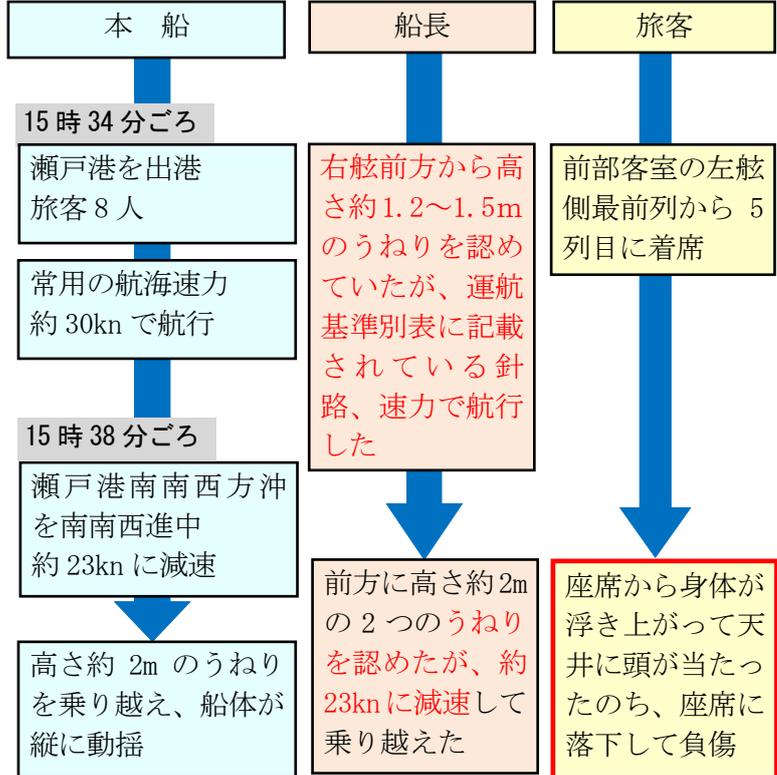


前部客室の座席の状況



負傷した旅客Aの着席状況

事故発生までの経過



本船：高齢者を揺れの小さい客室後方座席に案内しなかった
本船にシートベルト装備義務はなく、装備されていなかった

A社：荒天時安全運航マニュアルにおいて、おおむね波高1m弱では、適切な針路の変更を行うこと、危険回避に即応できる適正速力とすること、高齢者を揺れの小さい客室後方の座席に案内することを定めていた
減速などについては船長の判断に任せていた

事故当時の気象・海象

天気 曇り
風向 南西
風速 1m/s
視界 良好
うねり 約1.2～1.5m

原因

本事故は、本船が瀬戸港南南西方沖を高さ約1.2～1.5mの南西方からのうねりを右舷前方から受けて南南西進中、船長が荒天時安全運航マニュアルを遵守していなかったため、高さ約2.0mの2つのうねりを乗り越えた際、船体が縦に動揺し、旅客1人が座席から浮き上がって天井に頭が当たったのち、座席に落下して負傷したことにより発生したものと考えられる。

船長が荒天時安全運航マニュアルを遵守していなかったのは、A社が、荒天時安全運航マニュアルを船長に遵守させる措置が適切でなかったことによる可能性があると考えられる。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2013年1月25日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2013-1-52_2012ns0051.pdf